

「特定複合観光施設区域整備法施行令（案）」に対する意見募集について （概要の修正）

平成31年2月7日
特定複合観光施設区域整備推進本部事務局

平成31年2月1日付で公表した「『特定複合観光施設区域整備法施行令（案）』に対する意見募集について」のうち、関連資料の「概要」について、施行令案の内容をより分かりやすくするため、下記のとおり記載を修正いたします。修正箇所は赤字部分となります。

なお、「条文案」についての修正はございません。

記

I. 「特定複合観光施設」の中核施設の具体的な基準・要件

1. 国際会議場施設及び展示等施設（MICE 施設）の基準：

- (1) 国際会議場施設については、最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上、かつ、国際会議場施設全体の収容人員の合計が最大国際会議室の収容人員の2倍以上であること。
- (2) 展示等施設については、以下の最大国際会議室の収容人員の区分に応じた基準とすること。
 - ① 「一般的な規模の国際会議」に対応できる国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね千人以上3千人未満）である場合には、「極めて大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設（床面積の合計がおおむね12万㎡以上）であること
 - ② 「大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね3千人以上6千人未満）である場合には、「大規模な展示会」が開催可能な規模を有する展示等施設を超えるもの（床面積の合計がおおむね6万㎡以上）であること
 - ③ 「極めて大規模な国際会議」が開催可能な規模を有する国際会議場施設（最大国際会議室の収容人員がおおむね6千人以上）である場合には、「一般的な規模の展示会」に対応できる展示等施設を超えるもの（床面積の合計がおおむね2万㎡以上）であること

【1条・2条】